

令和7年第3回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 7 年 8 月 6 日 (水曜日)

議 事 日 程 (第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期決定の件
第3 諸般の報告
第4 報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
第5 議案第66号 東又小学校EV棟建築主体工事請負契約の締結について
第6 議案第67号 損害賠償の額を定めることについて
第7 議案第68号 令和7年度四万十町一般会計補正予算(第2号)
第8 閉会中の継続調査申し出について

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第8まで

~~~~~

出 席 議 員 (14名)

1番	武 田 秀 義 君	2番	山 本 大 輔 君
3番	林 健 三 君	4番	村 井 眞 菜 君
5番	佐 竹 将 典 君	6番	中 野 正 延 君
8番	伴ノ内 珠 喜 君	9番	中 屋 康 君
10番	水 間 淳 一 君	11番	下 元 真 之 君
12番	味 元 和 義 君	13番	橋 本 章 央 君
14番	堀 本 伸 一 君	15番	緒 方 正 綱 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長 中 尾 博 憲 君 副 町 長 森 武 士 君

会計管理者兼会計管理室長兼参事	池 上 康 一 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐 竹 雅 人 君
企 画 課 長	富 田 努 君	建 設 課 長	下 元 敏 博 君
教 育 長	山 脇 光 章 君	教育次長兼学校教育課長	川 上 武 史 君
総務課財政班長	西 尾 洋 亮 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 北 村 耕 助 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 吉 川 耕 司 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君   | 次 長 | 小 野 川 哲 君 |
| 書 記     | 茨 木 萌 愛 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（緒方正綱君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 7 年第 3 回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、4 番村井眞菜君及び13番橋本章央君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、過日の 8 月 4 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長味元和義君。

○議会運営委員長（味元和義君） おはようございます。去る 8 月 4 日に議会運営委員会を開催し、会期日程については本日 1 日と決定しましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 委員長の会期報告が終わりました。委員長の会期報告は本日 1 日であります。

お諮りします。

令和 7 年第 3 回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 7 年第 3 回臨時会の会期は本日 1 日とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議会改革調査特別委員長から議会改革に関する調査等の報告の申出がっております。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長中屋康君。

○議会改革調査特別委員長（中屋康君） 議会改革調査特別委員会から報告を申し上げます。

報告内容は、模擬議会の開催日程に関することであります。先般の議会運営委員会でご承諾いただきましたので、本会議に向けて報告をいたします。

議会改革調査特別委員会では、昨年、議員定数の減少、あるいは委員会の各執務といった改革を進めておりまして、そういった段々の動きの中で、議員の成り手不足という話も出ました。それに関する何らかの方策をとる思いがあり、調査をしてきております。

近々、年が明けて議員の補欠選挙もありますし、再来年には改選もありまして、現状、議員の成り手不足という形が見えておりますので、何らかの方策をとる話になりまして、結果、模擬議会を開催して、そういう需要喚起、議員になる喚起を促そうということで今回、企画をいたしました。

日程については、お手元のiPadにも入れてありますが、なお、この機会を借りまして、町民の皆様にもPRも兼ねてご報告を申し上げたいと思います。

開催の趣旨については、地方議会において議員の成り手不足が深刻であり、地域の声を反映した議会運営が必要であるので、議会活動への理解と関心を深めることを目的として模擬議会を開催したいということであります。

模擬ということですので、参加者については公募をします。応募締切りは後々、日程を申し上げますが、8月11日から8月25日の間に公募します。それから9月2日から24日が一般質問通告締切りで、模擬議会でありますので、本会議に準じた形で一般質問通告書を作っていただきます。10月16日に執行部とのすり合わせをしまして、10月26日の日曜日に模擬議会を開催する運びで現在進めております。

募集定員は、時間の設定もあり10人以内であります。応募締切り8月25日をもって10人を超えた場合は、応募動機を出していただきますので、審査をしていこうと決めております。10人以内で、質問時間は30分以内です。

当然、模擬で初めてでありますので、応募される方には我々議員が同伴をして、質問のつくり上げから内容等々もつくっていく形で、できるだけ負担のないように経験してもらって、議会の活動の内容等々も十分把握してもらいながら、将来的に議員に向かって気持ちの醸成をしていきたいなと思っております。そういった動きで現在準備を進めております。

8月11日、応募開始でありますので、町の広報等々でもPRも含めて載せてありますの

で、また追って回覧等もお流ししたいと思います。まずは現在、模擬議会に向けてということで、議会改革調査特別委員会としては、現状の動きがあることをこの場をお借りして諸般の報告に代えたいと思います。

以上です。

○議長（緒方正綱君） これで議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第4、報告第5号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第5号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件については、町道で発生いたしました自動車損害事故について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要といたしましては、令和7年6月26日の午後3時10分頃、町道黒石土居線におきまして、車両が側溝を通過する際、グレーチング蓋が跳ね上がり、その車両下部の機器に損傷を与えたものでして、令和7年7月16日にその修理費用として13万2,539円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第5、議案第66号東又小学校EV棟建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第66号東又小学校EV棟建築主体工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

東又小学校は建築後約40年が経過したことから、令和6年度より2か年計画で大規模改

修工事を実施しております。今回、エレベーター設置工事等を実施することにより、予定しておりました改修工事が完了することとなり、良好な学習環境と安全・安心な学校運営が図られることとなります。

なお、本工事においては、事業規模を考慮いたしまして建築主体、電気設備、機械設備の三つに分離して発注することとしております。

工事の入札については、6月18日の四万十町建設工事指名業者選定審査会にて、入札方法及び参加資格者の確認をし、建築主体については地域密着型一般競争入札にて行うことに決定いたしました。

7月31日に4者による一般競争入札に付しました結果、応札3者、辞退1者となり、応札者のうち、最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をしたことによる失格が1者となり、有限会社三浦建設が5,580万円をもって落札いたしました。

この落札価格に消費税及び地方消費税558万円を加えた6,138万円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号東又小学校EV棟建築主体工事請負契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第6、議案第67号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第67号損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町新開町にて発生いたしました公用車の交通事故に対し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

事故の概要といたしましては、令和7年6月18日の午後8時5分頃、新開町三叉路交差点におきまして、公用車を運転する町職員が交差点を西から右折しようとしたところ、直進してきた対向車両と衝突し、車両を破損させたものです。

なお、損害賠償の額については、相手方の損害額が53万円で、町側の過失割合が95%でありますので、額として50万3,500円となります。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

改めて、相手車両の廃車、そして運転手、同乗者様には治療が必要なけがを負わせてしまいましたこと、心からおわびを申し上げたいと思います。一日も早い回復をお祈り申し上げます。今後においては、改めて職員に対し交通安全の指導徹底を図ってまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番水間淳一君。

○10番（水間淳一君） 新開町の三叉路には信号があるわけですね。その信号の状態は8時5分ということですので点滅になっちゃったかも分かりませんが、確認を怠っておったんじゃないかなという感じも受けるわけですが。また、前方から直進してきたということは目視できれいに見えるわけですけど、あこは直線ですので、陰も何もありませんの

で。そういったところはどのような状況だったですか。詳しく説明してください。

○議長（緒方正綱君） 企画課長富田努君。

○企画課長（富田努君） お答え申し上げます。

時間的には8時5分頃ですので、議員おっしゃられましたとおり、黄色の点滅になっていた状態でした。事故の理由については、もう本当に不注意としか言いようがないような状況で、衝突をしました対向車の前にも、説明資料にも書いております、1台対向車が走っておりまして、その後、もう車は通っていないだろうと、これはもう一方的な思い込みといえますか、一瞬の気の緩みで、それが一番の原因であったと認識をしております。大変ご迷惑をおかけいたしました。

○議長（緒方正綱君） 10番水間淳一君。

○10番（水間淳一君） 今の説明からしますと一方的な不注意になるということですが、確かに直線で対向車が来いうのは、ちょっと、不注意で見えなかった、思い込みというのが、普通、運転する者は、そういうケースはあるにはあるかも知れませんが、あまり聞かんわけですけれど。まあ、起こったことはもう仕方ないですので、十分に交通ルールを遵守して走っていただくということで、是非嚴重注意をせんといかんと思うわけですが、今更、元へ戻るわけではありませんので、是非次からそういうことがないようにということで、注意をお願いしたいと思います。前方不注意というのは、私らも絶対ないとは言えませんので、他人事ではありませんが、是非注意して走っていただいてください。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決され

ました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第7、議案第68号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第68号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、十和学校給食センターの給水設備において、早急に改修工事が必要となったことから予算措置を行うものです。

それでは、歳出予算の内容についてご説明を申し上げます。

20款教育費ですが、5月に十和学校給食センターにおきまして、水道水への異物混入が確認されたことから、学校給食の提供を一時停止し、水質検査を実施しました。幸いなことに検査結果には異常が認められなかったことから、以後、蛇口にストレーナーを取り付け、異物を除去した上で運営を行ってきたところです。その後、原因究明に当たり、詳細な調査を実施したところ、給水管内の劣化が確認されたことから、夏期休業期間におきまして改修工事を実施するため、設計監理委託料55万円及び改修工事費945万円を計上するものです。

また、これを賄う歳入といたしましては、第1表の歳入に記載のとおり、町債1,000万円となっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1,000万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ192億円となっております。

最後に、第2表の地方債の補正ですが、記載のとおり、過疎対策事業債について限度額の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 補正予算の関係を聞きました。内容については、十和学校給食セン

ターの給水管内の劣化が原因ということです。十和学校給食センターの設置年月日とか、いつだか記憶が定かでなくなっただんですが、劣化ということで結構、経年していると思うんですが、経年がどのぐらいで給水管がこういった劣化をして異物混入になったのかと、こういったケース、類似発生があり得るわけですので、大正なり窪川にある給食関係の施設について、点検といったところがどういう形で今後やっていかれるのか、その部分についてお伺いしていきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 教育次長川上武史君。

○教育次長（川上武史君） 今回の補正予算の内容であります十和学校給食センターについて、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、先ほど提案理由の説明でもありましたとおり、異物の混入があったのは今年の5月と確認をされました。十和学校給食センターについては、平成17年度末に完成をし、平成18年度から稼働しているところですので、建築後約20年です。

今回の異物に関しましては、5月に少し黒い異物が確認されたということで、水質検査の結果は良好でしたけれども、それを除去するためにキャップをつけて除去しているところです。その物が何かということに関しましては、その異物が微量ですので、中身を調査かけましたけれども、微量のために何なのかが判別できないという結果になりました。

そのような状況ですので、管内の詳細調査を実施するわけですが、管の継ぎ手の部分に少しさびが付着しているという状況でして、それを取り替える工事を今回計上させていただいているものです。

ほかのセンターはどうなのかということですが、今回の事象を受けまして、他のそれぞれのセンターの給水口、蛇口に同じようにキャップを取り付けまして、モニタリングをかけました。ほかの大正・窪川学校給食のセンター、両方とも異物の混入は確認されなかったですので、一定、原因は分かりませんが、今回の事象は十和学校給食センターのみの事象であると理解をしているところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 発生から現在までの対応、状況を今伺えましたので、結構だと思うんです。微量ということですが、異物ということで、今後もやっぱりモニタリングしながらやっていかないことには、なかなか判明できないでしょうけれども、大事に至らないような感じで手当てしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で結構です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第8、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されましたお手元に配付しております申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和7年第3回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前9時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員